

見附市告示第 18 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本告示の日から 4 月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 16 日

見附市長 稲田 亮

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地  
名 称 （仮称）ラ・ムー見附店  
所在地 見附市上新田町 170-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
氏名又は名称 株式会社西源  
法人代表者氏名 山田 一浩  
住所 長野県松本市小屋南 2 丁目 9 番 25 号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
氏名又は名称 株式会社西源  
法人代表者氏名 山田 一浩  
住所 長野県松本市小屋南 2 丁目 9 番 25 号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 8 年 10 月 6 日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
計 1,667 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
位 置 届出書に添付された図面のとおり  
収容台数 計 100 台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
位 置 届出書に添付された図面のとおり  
収容台数 計 50 台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
位 置 届出書に添付された図面のとおり  
面 積 計 120 平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
位 置 届出書に添付された図面のとおり  
容 量 計15.84立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社西源 24時間
- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
駐車場1(建物1北側) 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
位 置 届出書に添付された図面のとおり  
出入口の数 3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設 24時間

7 届出年月日

令和8年2月5日

8 届出書等の縦覧場所

見附市地域経済課(見附市昭和町2丁目1番1号)

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

令和8年2月16日から令和8年6月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に規定する行政機関の休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

10 意見書の提出

法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和8年6月16日

(2) 提出先 見附市地域経済課

電 話 0258-62-1700

Eメール [chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp](mailto:chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp)